

高 槻 市 景 観 条 例  
(原案)

平成 20 年 月

高 槻 市

## 1. 高槻市景観条例原案の構成

### 総則

- 1) 目的
- 2) 用語
- 3) 責務
- 4) 国等に対する協力要請

### 景観基本計画及び景観計画

- 5) 景観基本計画
- 6) 景観計画
- 7) 景観重点地区
- 8) 計画提案を行うことができる団体
- 9) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続き
- 10) 届出対象行為
  - 11) 景観計画への適合
  - 12) 特定届出対象行為
  - 13) 事前協議
  - 14) 指導及び助言
  - 15) 行為完了の届出
  - 16) 勧告の手続き及び公表
  - 17) 変更命令の手続き

### 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

- 18) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の手続き
- 19) 景観重要建造物、景観重要樹木の管理の方法の基準

### 表彰等

- 20) 表彰
- 21) 啓発及び普及

### 高槻市景観審議会

- 22) 景観審議会

### 雑則

- 23) 委任

■は法委任事項

## 2. 高槻市景観条例原案

---

### 1) 条例の目的

---

この条例は、高槻市の景観まちづくりを推進するため、市の良好な景観の形成に関する基本的な事項について定めるとともに、景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり市域の良好な都市景観の形成に資することを目的とします。

### 2) 用語

---

「建築物」、「工作物」、「建築等」、「開発行為」など、条例で使う用語を定義します。

### 3) 責務

---

#### 【市の責務】

良好な景観の形成を図るため基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければなりません。

施策の策定及び実施にあたっては、市民、事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その積極的な参加を一層進め、自主的かつ主体的な活動への取組みを支援するよう努めなければなりません。

道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければなりません。

#### 【市民の責務】

良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に自主的、積極的な役割を果たすよう努めなければなりません。

市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければなりません。

#### 【事業者の責務】

良好な景観形成に関する理解を深めるとともに、土地の利用等の事業活動に関し、自らが地域の良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければなりません。地域住民との協働の取組みなど企業市民としての役割を果たすとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければなりません。

#### 4) 国等に対する協力要請

---

市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他公共的団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとします。

#### 5) 高槻市景観基本計画

---

市長は、良好な都市景観の形成にあたって、基本的な方針を明らかにした高槻市景観基本計画（以下「景観基本計画」という。）を定めるものとします。

景観基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

景観基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、高槻市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければなりません。

景観基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

#### 6) 景観計画

---

市長は、市の全域について景観計画を策定するものとします。

景観計画は、景観基本計画に即して定めるものとします。

景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければなりません。

#### 7) 景観重点地区

---

市長は、良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を景観重点地区として指定することができることとします。

景観重点地区を定めるときは、その地区の景観計画を定めるものとします。

景観重点地区を指定し、新たに良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限に関する事項を景観計画に定めたときは、これを告示しなければなりません。重点地区の変更及び廃止についても同様とします。

## 8) 計画提案を行うことができる団体

計画提案を行うことができる団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする一団の区域の市民又は事業者と協働し、当該区域の都市景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体とします。この場合において、法人格を有していない団体にあつては、代表者の定めのある規約等を有している団体とします。

NPO法人や公益法人は景観法により景観計画の策定や変更の提案ができることになっています。

## 9) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続

市長は、住民等による景観計画の提案に対し、景観計画の策定又は変更する必要がないと決定しようとする場合は、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければなりません。

## 10) 届出の対象となる行為

景観計画区域内において、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として、「届出対象行為」を定めます。

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）について届出の対象となる建築物の高さ、建築面積を定めます。
- ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）について届出の対象となる工作物の高さを定めます。
- ・都市計画法に規定する開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積について届出の対象となる面積を定めます。

## 11) 景観計画への適合

届出の対象となる行為を行おうとする者は、当該行為を景観計画に適合するよう努めなければなりません。

## 1.2) 特定届出対象行為

---

届出対象行為のうち、建築物若しくは工作物の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う行為については、特定届出対象行為とし、変更命令の対象とします。

## 1.3) 事前協議

---

景観計画区域内において届出対象行為をしようとする者は、あらかじめ届出の内容について市長と協議しなければなりません。

## 1.4) 指導及び助言

---

市長は、景観まちづくりの推進のために必要があると認めるときは、届出対象行為をしようとする者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な指導又は助言することができます。

## 1.5) 行為完了の届出

---

届出対象行為の行為者は、その行為が完了したときは、速やかに完了届を提出しなければなりません。

## 1.6) 勧告の手続き及び公表

---

市長は、届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認め、勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くものとします。

勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。

公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければなりません。

## 1.7) 変更命令の手続き

---

市長は、特定届出対象行為について、変更命令等を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くものとします。

## 1 8 ) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の手続

市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければなりません。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければなりません。

指定の解除についても同様とします。

## 1 9 ) 景観重要建造物、景観重要樹木の管理の方法の基準

市長は、景観重要建造物の管理の方法の基準については、所有者又は管理者において、原則として外観を変更しないこと、消火器の設置その他の防災上の措置等の管理を行うことを定めます。

景観重要樹木の管理の方法の基準については、所有者又は管理者において、病害虫の駆除や剪定その他の管理を行うことを定めます。

## 2 0 ) 表彰

良好な景観の形成に寄与していると認められる市民、事業者、団体、建築物の所有者等に対し、表彰することができます。

## 2 1 ) 啓発及び普及

市長は、景観に関する市民の意識を高め、又は知識の普及を図るため必要な措置を講じるものとします。

## 2 2 ) 景観審議会

景観基本計画及び景観計画の策定・変更、景観重要建造物・景観重要樹木の指定・解除、勧告、変更命令等に関すること、良好な景観形成に関する重要な事項を調査審議する景観審議会を設けます。

## 2 3 ) 委任

この条例の施行に関し必要なことは、市長が定めます。